

「宮城県地域交通プラン」(計画期間：令和3年度～令和7年度)の概要

1. 背景・本プランの位置付け

- 「宮城県総合交通プラン」(H25～H29)では、東日本大震災からの復旧・復興のため、災害に強い交通基盤の整備、生活交通の維持と利便性の向上などを推進
- 地域公共交通活性化再生法の改正(R2)において、地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善し、地域の輸送資源を総動員する取組を推進
- 地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、県としてその在り方を示す必要性が高まっている
- 「宮城県総合交通プラン」の構成等を見直し、地域公共交通に焦点を当て、「新・宮城の将来ビジョン」(R3～R12)の着実な推進を支える交通分野の計画として、基本的な指針を提示

2. 県内の地域公共交通に係る現状・課題

- 利用者減少と収支の悪化 <新型コロナウイルスの影響>
- 高齢者の日常生活における外出支援
- 国庫補助の被災地特例の終了
- 生活圏の広域化
- 住民ニーズとの乖離による公共交通への不満
- 将来的な担い手と地域主体による交通の補完が必要
- 利用者のニーズに応じたバリアフリー化が必要

- 課題① 費用増大による地域公共交通の維持確保の困難化
- 課題② 沿岸部をはじめとする県内の交通体系の再構築
- 課題③ 交通弱者への対応
- 課題④ 広域的な移動需要への対応
- 課題⑤ 住民ニーズの的確な把握と限りある交通資源の適切な活用
- 課題⑥ 利用促進の効果的な取組

3. 基本方針

■ 基本理念

誰もが安心して住み続けられる、地域の暮らしを支える地域公共交通の実現

■ 基本方針及び将来像

方針1 安心して生活できる持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

まちづくりと連携し、地域の実情に即した地域交通の維持や充実が図られ、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会が実現しています。

方針2 地域交通の活性化のための連携と協働

行政や交通事業者、地域住民、NPO、企業など各主体が、分野や既存の枠組を超えて連携し、地域交通を協働して支え、まちづくり活動の担い手を育てていく体制が整っています。

方針3 安全で安心な交通環境の整備

交通施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化などの整備が図られ、誰もが円滑に移動し、社会参加できる環境が実現しています。



4. 基本的な施策

(1) 地域交通ネットワークの維持

- バス・離島前道路・地域鉄道への支援
- 地域のニーズを踏まえた交通モードの導入
- 運転士確保策の検討

方針1関連

小規模需要に合わせた乗合タクシーやデマンド交通への転換

(2) まちづくりとの連携

- 地域公共交通計画策定の支援
- 交通拠点機能の充実化
- 複数の交通モードの連携強化
- 情報提供の改善・充実
- Ma a S活用の検討

地域公共交通会議への参画
移動需要に応じた路線見直し
市町村職員向け研修

(4) 公共交通の利用促進

- モビリティマネジメントの推進

乗り方教室等のイベントによる啓発
新入学生や高齢者への働きかけ

(5) 最先端技術の活用

- ICTによるサービスの推進
- 自動運転技術の実用化研究
- 超小型モビリティの導入検討

タクシーの効率的な配車・活用

(6) 高齢化の進行に対応した取組

- 高齢運転者の免許返納支援策
- 福祉部門との連携

自宅～停留所間のワンマイル交通への活用

(1) 住民やNPO等との協働・担い手の育成

方針2関連

- 地域交通の新たな枠組み検討
- 地域共助や協働に対する意識醸成

多機能化による生活支援
(高齢者の移動支援+配食など)
地域リーダーや中間調整役の育成

(2) 交流人口の拡大

- 観光需要にも対応する公共交通の整備
- 交通シェアリングの導入
- 乗って楽しい公共交通の取組

定額制タクシー
高速バスの確保・充実
超小型モビリティ
グリーンスローモビリティ



(1) バリアフリー化の推進

方針3関連

- ノンステップバスやUD(ユニバーサルデザイン) タクシーの導入促進
- 鉄道駅舎等へのエレベーター設置支援

リフト付きバス
視覚障害者向け案内装置の導入も推進

(2) 交通渋滞の緩和

- 過度なマイカー利用の抑制

(3) 低公害車等の普及促進

- 燃料電池バス、燃料電池タクシー等の導入促進

(4) 交通安全の推進

- セーフティ・サポートカーの普及啓発
- 安全運転の啓発

交通ルール遵守や事故防止の留意点の啓発

(5) 災害時における交通手段の確保

- 帰宅困難者対策

運行情報の取りまとめ、提供
代替交通手段の手配、確保



5. 目標指標

① 地域公共交通の充実等の満足度	新規	⇒	50%以上
② 1人当たり年間公共交通機関利用回数	121回 (R30)	⇒	127回
③ 広域的な地域公共交通計画策定件数(累計)	0件 (R2)	⇒	2件
④ 広域的な乗継地点の待合環境の改善件数(累計)	新規	⇒	10件
⑤ バス情報等のオープンデータ化市町村数(累計)	0市町村 (R2)	⇒	35市町村
⑥ 自動運転実証運行実施数(累計)	2件 (R2)	⇒	7件

⑦ 自家用有償旅客運送導入件数(累計)	新規	⇒	4件
⑧ 地域交通を運営する住民組織数(累計)	19団体 (R2)	⇒	24団体
⑨ 県内都市間高速バス利用者数	1,716千人 (R1)	⇒	1,800千人

※自家用有償旅客運送・公共交通サービスが十分でない僻地地域などにおいて、住民の生活交通を確保するため、国の登録を受けたNPO等が自家用車を用いて有償で運送するサービス

⑩ 低床バス導入率	62.8% (R2)	⇒	80.0%
⑪ バリアフリー化された鉄道駅舎数(累計)	74駅 (R2)	⇒	79駅
⑫ 道路交通事故の発生件数と死傷者数	5,675件 7,006人 (R1)	⇒	第11次交通安全計画の中で定める目標値